平成２９年（フ）第７６号
広島県呉市中央５丁目４番６号
債務者　齊藤　慎一
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７７号
広島県呉市阿賀中央６丁目２番15―503号
債務者　伊達　貴史
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８１号
広島県呉市東三津田町１番21号
債務者　山根　寿子（旧姓今朝丸）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３３２号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1891番地２　センチュリー２番館　101
債務者　西　めぐみ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３９号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地230　アイビーエイ佐敷第一206号
債務者　山城由美子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６６５号
兵庫県三田市天神３丁目25番22―203号
債務者　大藏　美香
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４６号
神戸市垂水区王居殿２丁目10番２―401号
債務者　田邊　直子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５２号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番４―301号
債務者　永樂　正夫
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５３号
神戸市北区鹿の子台南町６丁目18番４―301号
債務者　永樂美惠子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６２号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番８号　オレンジハイツ203号、従前の住所神戸市北区山田町原野字木戸口13番地
債務者　大窪　昌己
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目８番301号、従前の住所愛知県瀬戸市原山台２丁目４番307号
債務者　矢木　里枝
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５号
青森県弘前市大字田町４丁目11番地28
債務者　酒井　竜二
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９６号
青森県弘前市大字田町４丁目11番地28
債務者　酒井　常子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３２９号
熊本県宇城市松橋町南豊崎711番地17
債務者　栖本　美幸
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５６号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2032番地、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2469番地３
債務者　矢野多喜子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市津久井１丁目25番19号　テラス津久井Ａ
債務者　須藤　徳夫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市津久井３丁目19番21号　ドエルマーサ103
債務者　藤原　宣子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部